

令和 6 年度

第 1 回 定期監査報告書

市	民	課
課	税	課
徴	収	課
環	境	課

清瀬市監査委員

令和 6 年度 第 1 回 定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査

第 2 監査の期間

令和 6 年 4 月 10 日から令和 6 年 5 月 29 日まで

第 3 監査の対象課等

市民課、課税課、徴収課、環境課

第 4 監査の範囲

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までにおける財務に関する事務及びその他事務の執行。ただし、補助金等については、令和 4 年度分を含む。

第 5 監査の基準

清瀬市監査基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）に準拠

第 6 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、財務に関する事務及びその他事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、関係諸帳簿及び証拠書類と照合、その他必要と認める方法により実施した。

第 7 監査の結果

監査の結果については、第 1 から第 6 までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的に行われているものと認められた。